

徳島県介護実習・普及センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢介護の実習等を通じて県民への介護知識，介護技術普及を図るとともに，「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を県民に広く啓発する事業を実施するほか，介護機器の展示及び相談体制を整備し，介護機器の普及を図ることを目的とする。

(事業の運営)

第2条 この実施主体は，徳島県とする。ただし，事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体又は社会福祉法人，財団法人等民間団体に委託できるものとする。

(徳島県介護実習・普及センター運営委員会の設置)

第3条 徳島県介護実習・普及センターにおいては，介護実習・普及事業の実施に当たって，介護実習にかかるカリキュラムの策定，講師の選任，実習設備，機器の整備，情報提供事業の実施方策等について適切な事業計画を策定することを目的とした「徳島県介護実習・普及センター運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

2 運営委員会の設置運営に関して必要な事項は，別に定める。

(徳島県介護機器普及事業運営協議会の設置)

第4条 徳島県介護実習・普及センターにおいては，介護機器普及事業の円滑な実施を図るため，優良な機器の選考，展示方法等の検討を行うことを目的とした「徳島県介護機器普及事業運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。

2 運営協議会の設置運営に必要な事項は，別に定める。

(事業内容)

第5条 徳島県介護実習・普及センターの事業内容は，次に掲げるものとする。

(1) 介護実習・普及事業

- ① 県民に対する高齢者介護意識の啓発，介護基礎知識・技術の普及
- ② 小学生・中学生・高校生等に対する介護体験や介護に対するイメージアップ講座の実施
- ③ 家族介護者に対する介護知識・技術の研修
- ④ 介護専門職を対象とした資質向上研修
- ⑤ 介護を中心とした高齢者のニーズに係る情報提供
- ⑥ その他介護実習・普及に関する事業

(2) 介護機器普及事業

- ① 多様な介護機器の展示
- ② 介護機器，住宅改造等に関する相談，助言
- ③ 介護機器の利用方法，利用手続等の情報提供

(利用料)

第6条 利用料は，原則として無料とする。ただし，教材代等については，利用者の負担とすることができる。

(職員の配置)

第7条 徳島県介護実習・普及センターには、所長を配置するものとする。

(職員の秘密を守る義務)

第8条 職員は、職務上知り得た相談内容等の個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。